

教務担当者が知っておきたい 法令・制度と最新政策動向

宮林 常崇(東京都公立大学法人 東京都立産業技術大学院大学管理課 課長)

講師略歴

公立大学法人首都大学東京(現 東京都公立大学法人)に入職後、首都大学東京(現 東京都立大学)で教務畑を中心に歩み、文部科学省へ出向した後、教務課係長、国際化推進本部担当係長、日野キャンパス庶務係長、URA室長、企画広報課長等を経て2020年4月から現職。主に職員対象の研修会やセミナーにおいて人材育成に関する報告・発表を行っている。公立大学協会事務局参与、名古屋大学高等教育研究センター教務系SD研究会・大学教務実践研究会事務局長、公立大学職員SDフォーラム代表。著書に『大学業務の実践方法』(共編著)、『大学教育と学生支援』(分担執筆)、『大学の組織と運営』(分担執筆)などがある。

プログラム概要

教務事務では学内規程等が想定していない事案が少なからず生じます。この場合、類似事例に照らす等により現場で都度判断せざるを得ないのですが、教務事務関連法規の考え方が十分に身につけていないと、事例を誤って解釈してしまう可能性があり、円滑に対応することができません。

この研修では、法規の基本を確認した後、教務事務の現場で起こるケース(授業科目の単位数設定・編入学の単位認定・休学や退学等)を題材としたワークや、窓口対応(成績問い合わせ・不正行為等)のケーススタディ、職場における実践的な知識の継承方法の理解などにより、大学教育を支援する職員に求められる基本的な知識や心構えを身につけます。また、中央教育審議会大学分科会で現在議論されている大学設置基準の改正動向についても扱います。

※プログラムの半分程度は、大学教務実践研究会が毎年開催している「教務系職員初任者講習会」と同一です。

準備物・事前課題

特になし。

主な受講対象者

- ・教務事務を担当して1~3年目程度の職員
- ・教務事務の経験はあるが、根拠を意識して業務を遂行したことがあまりない職員
- ・教務事務の経験はないが、教務事務関連法規の考え方に触れてみたい職員(会計や施設管理といった「管理部門」の方にも、高等教育機関で働く上で大切な視点を身につけることができます)

到達目標

1. 大学教育を支援する職員に求められる基本的な知識や心構えを身につけることができる。
2. 担当業務の根拠を自分で調べることができる。
3. 教務事務を取り巻く制度(単位認定や退学・除籍など)の根拠と実務の差を説明できる。
4. 大学設置基準の改正動向について職場で共有できる。
5. 実践的な知識を継承することができる。

日時

8月25日(木)9時30分~11時30分